主な指摘事項【認知症対応型共同生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書及び契約書について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については修正・追記を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 ・令和3年度報酬改定の内容について、利用申込者又はその家族に対して、説明及び同意を得たことが確認できなかったため、改定された内容について利用者又はその家族に対して説明し同意を得ること。 ・事故発生時の対応及び第三者評価の実施状況について記載すること。	1件
運営	事故発生時の対応	・事故が発生した場合(ヒヤリハットを含む)に、当該事実の報告及びその分析を通した改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。	1件
運営	指定認知症対応型 共同生活介護の取 扱方針	・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	1件
運営	運営規程	・運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、変更届についても提出すること。 ①利用料の記載について、1割、2割の記載のみならず3割についても記載すること。 ②利用料の日割り計算方法が重要事項説明書と齟齬が見られるため、実際の計算方法を記載すること。 ②入居に当たっての留意事項を記載すること。	1件
運営	勤務体制の確保等	・管理者及び一部の計画作成担当者について、介護職員との兼務が確認できないため、辞令等を発出し兼務状況について明確にすること。 ・非常勤の従業者について、当事業所が勤務場所であることを明確に示す書類がないため、辞令書を 発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。	1件

計5件